

# 伊勢志摩地域産業活性化基本計画

## 1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

### (1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

#### 【地理的条件】

伊勢志摩地域は、三重県の南東部に位置し、伊勢神宮の神宮林を含む紀伊山地が伊勢平野と接し、起伏のある地勢を形成している。

北東は伊勢湾に面し、日本一の清流を誇る宮川や五十鈴川、勢田川が注いでいる。西は紀伊山地の起伏に富んだ山々が峰を連ねている。南の熊野灘沿岸は、台地となっており、海に続いている。

志摩半島沿岸は、海と山が入り組んだリアス式海岸となっており、大小十数島を数える島々が浮かび、海と島と岬による美しい景観が見られる。

地域の大半が伊勢志摩国立公園に含まれており、豊かな自然と美味しい食材に恵まれた本地域には、歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、魅力ある地域資源があふれている。

人口は約 24 万 5 千人、面積は約 915 k m<sup>2</sup>を有しており、県全体の人口の 13.2%、面積の 15.8%を占めている。

#### 【既存の産業集積の状況】

伊勢神宮をはじめ全国的にも有名な名所・旧跡が多く、海には美しいリアス式海岸が続く風光明媚な地域であり、伊勢えびやあわびなど新鮮な海の幸、真珠のふるさととしても名高いことから、全国各地から多くの人々が訪れる全国有数の観光地である。

産業別の就業人口を比較すると、伊勢志摩地域の第二次産業の就業人口は 28,920 人 (24.9%) で県より 6.2 ポイント低くなっている。一方、農林水産業等の第一次産業は 7,785 人 (6.7%)、サービス業、卸売・小売業、飲食店等の第三次産業は 75,353 人 (64.9%) となっており、第一次産業については県と比較し 3.0 ポイント、第三次産業については 4.9 ポイント高くなっている。

製造業としては、平成 24 年の「工業統計調査結果確報」(経済産業省)によると、事業所数(従業員 4 人以上)は 434 事業所、製造品出荷額等では 5,096 億円となっており、三重県内の事業所数の 11.1%、製造品出荷額の 5.0%を占めている。

製造品出荷額等でみると、最も高い業種は、電子部品・デバイス・電子回路製造業で伊勢志摩地域の 33.4%を占めている。続いて電気機械器具製造業 (13.3%)、食料品製造業 (8.0%)、輸送用機械器具製造業 (7.2%)、金属製品製造業 (6.9%)、生産用機械器具製造業 (3.4%) の順となっている。

事業所数では食料品製造業が 100 事業所と最も多くなっており全体の 23.0%を占め、従業員数では電子部品・デバイス・電子回路製造業が 2,722 人で最も多く全体の 18.2%を占めている。

観光関連では、平成 25 年の「観光レクリエーション入込客数推計書」(三重県)によると、地域別入込客数では北勢地域より下回るものの、平均消費額、宿泊比率は伊勢志摩地域が県内の他地域(北

勢、中南勢、伊賀、東紀州) と比べ、最多である。

伊勢志摩地域の産業構造（産業別就業人口）に関するデータ 単位：人

	伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	南伊勢町	合計 (割合)	三重県
第一次 産業	1,896	1,325	2,489	538	220	1,317	7,785 (6.7%)	33,016 (3.7%)
第二次 産業	16,752	1,814	4,838	2,650	1,598	1,268	28,920 (24.9%)	278,346 (31.1%)
第三次 産業	40,912	7,100	17,150	4,249	2,435	3,507	75,353 (64.9%)	536,802 (60.0%)
分類 不能	2,075	627	897	341	29	40	4,009 (3.5%)	46,933 (5.2%)
合計	61,635	10,866	25,374	7,778	4,282	6,132	116,067	895,097

総務省「平成22年国勢調査」(調査時点：H22.10.1)

伊勢志摩地域の製造業（全業種）に関するデータ

項目	単位	伊勢志摩地域	三重県	構成比
面積	k m <sup>2</sup>	915.20	5,761.63	15.9%
人口	人	245,180	1,854,724	13.2%
製造品出荷額等	億円	5,096	101,370	5.0%
付加価値額	億円	2,296	27,556	8.3%
事業所数	事業所	434	3,893	11.1%
従業員数	人	14,993	187,837	8.0%

伊勢志摩地域の製造業（全業種）に関するデータ（市町別）

項目	単位	伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	南伊勢町
面積	k m <sup>2</sup>	208.53	108.05	179.73	40.94	134.97	242.98
人口	人	130,271	21,435	54,694	15,297	8,692	14,791
製造品出荷額等	億円	3,586	86	135	1,233	32	24
付加価値額	億円	1,546	35	57	633	11	15
事業所数	事業所	266	44	56	31	22	15
従業員数	人	9,207	627	1,185	3,444	286	244

面積：国土交通省国土地理院「平成25年全国都道府県市区町村別面積調」(調査時点：H25.10.1)

人口：総務省「平成22年国勢調査」(調査時点：H22.10.1)

製造品出荷額等・付加価値額・事業所数・従業員数：経済産業省「平成24年工業統計調査」(調査時点：H24.12.31)

伊勢志摩地域の主たる業種の割合

(伊勢志摩地域)

業種 (中分類)	製造品出 荷額等 (億円)	割合	付加価値 額 (億円)	割合	事業所数	割合	従業員数 (人)	割合
食料品	407	8.0%	208	9.1%	100	23.0%	2,120	14.1%
ゴム製品	(秘匿)	—	(秘匿)	—	2	0.5%	1,114	7.4%
窯業・土石製品	47	0.9%	20	0.9%	24	5.5%	348	2.3%
金属製品	352	6.9%	122	5.3%	47	10.8%	1,745	11.6%
はん用機械器具	82	1.6%	24	1.0%	15	3.5%	564	3.8%
生産用機械器具	171	3.4%	87	3.8%	23	5.3%	823	5.5%
電子部品・デバイス・電子回路	1,701	33.4%	1,235	53.8%	26	6.0%	2,722	18.2%
電気機械器具	676	13.3%	▲4	▲0.2%	28	6.5%	1,231	8.2%
輸送用機械器具	367	7.2%	143	6.2%	27	6.2%	1,684	11.2%
その他	118	2.3%	57	2.5%	41	9.4%	764	5.1%
小計	3,921	77.0%	1,892	82.4%	333	76.7%	13,115	87.4%
集積業種	4,053	79.5%	1,945	84.7%	431	99.3%	14,915	99.5%
全業種合計	5,096	—	2,296	—	434	—	14,993	—

経済産業省「平成24年工業統計調査」(調査時点: H24.12.31)

観光レクリエーション入込客数推計

地 域	観光客入込数 (千人)	宿泊		日帰り	
		平均利用 総額(円)	滞在種別割合(%)	平均利用 総額(円)	滞在種別割合(%)
伊勢志摩地域	12,611	35,831	63.3	10,022	36.7
北勢地域	17,271	18,581	23.7	4,772	76.3
中南勢地域	6,166	22,257	8.2	3,250	91.8
伊賀地域	2,940	19,262	13.0	4,933	87.0
東紀州地域	1,811	22,936	29.5	5,249	70.5
三重県全体	40,799	28,884		5,150	

※三重県「平成25年観光レクリエーション入込客数推計書」(調査期間 H25.1.1~H25.12.31) …観光客入込数

「平成25年度三重県観光客実態調査報告書」(調査期間 H25.5.18~H26.1.18) …平均利用総額、滞在種別割合

伊勢志摩地域内で操業している企業のうち、従業員が300人以上の製造業(試験認証機関を含む)は、次のとおりとなっている。

(50音順)

事業所名	所在地	主な製造品目
(株) 赤福	伊勢市	和菓子
旭電器工業(株) 志摩工場	志摩市	電気配線器具、その他住宅関連
(株) アドウェル	玉城町	電子部品、ワイヤーハーネス加工
京セラ(株) 三重伊勢工場	伊勢市	太陽電池モジュール
京セラドキュメントソリューションズ(株) 玉城工場	玉城町	プリンタトナー
シンフォニアテクノロジー(株) 伊勢製作所、伊勢製作所鳥羽工場	伊勢市、鳥羽市	航空宇宙機器、プリンタ、産業用クラッチ・ブレーキ、駅務・車両制御機器、大型搬送システム、風力・水力発電システム、各種モータ
トライス(株) 玉城工場	玉城町	自動車用カーボンブラシ、粉末冶金製品
日本特殊陶業(株) 伊勢工場	伊勢市	自動車ノックセンサ、誘導体共振器、積層RF部品、超音波振動子
パナソニック(株) オートモーティブ & インダストリアルシステムズ社 伊勢工場	玉城町	リレー、スイッチ、コネクタ、センサ
廣瀬精工(株)	伊勢市、玉城町	ベアリング及び特殊軸受切削加工、自動車部品、焼結合品部品機械加工
(株) マスヤグループ本社	伊勢市	米菓、和菓子、酒類
(株) ミキモト鳥羽工場	鳥羽市	貴金属、宝飾品
美和ロック(株) 玉城工場、伊勢工場	玉城町、伊勢市	建築用錠前、工業製品用錠前、ドアクローザ、セキュリティシステム及び関連機器、サッシ金具、建築金物
村田機械(株)	伊勢市	半導体工場向け搬送システム、FPD工場向け搬送システム
(株) UL Japan	伊勢市	製品の安全評価試験・認証、EMC測定・評価
横浜ゴム(株) 三重工場	伊勢市	トラック用タイヤ

各社ホームページ・会社パンフレット等より

## 【教育機関・研究機関等の状況】

高等教育機関としては私立皇學館大学及び独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校がある。

皇學館大学には、3つの学部（文学部、教育学部、現代日本社会学部）があり、入学定員は620名である。

鳥羽商船高等専門学校には、3つの学科（商船学科、電子機械工学科、制御情報工学科）があり、入学定員は120名である。修業年限は商船系が5年6月（大型練習船実習を含む）、工業系が5年であ

る。

伊勢志摩地域内にある高等学校は以下の 14 校である。

(県立) 宇治山田高等学校、伊勢高等学校、伊勢工業高等学校、宇治山田商業高等学校  
明野高等学校、南伊勢高等学校、鳥羽高等学校、志摩高等学校、水産高等学校  
伊勢まなび高等学校

(私立) 伊勢学園高等学校、皇學館高等学校、英心高等学校、代々木高等学校

研究機関としては、三重県水産研究所(三重県の研究機関)が志摩市に立地しており、栽培漁業や養殖漁業に供する魚貝類の種苗・稚魚等を安定して生産するため、伊勢えび等重要魚介類を対象に、成熟促進、採卵方法、飼育条件、餌料の栄養強化などについて研究を行い、新しい生産技術の開発を行っているほか内湾養殖漁場の適正利用および環境保全のため、水質、底質、プランクトン層の定期的な調査を通じて漁場の実態を把握するとともに、漁場環境の動態に関する研究等を行っている。

また、独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所の玉城庁舎(玉城町)と南勢庁舎(南伊勢町)があり、食料自給率の向上や、「安全・安心で高品質」な魚介類を生産する養殖業の発展のため、「つくり育てる漁業」への貢献を目指し、世界をリードする水産増養殖技術の開発研究を行っている。玉城庁舎では、伊勢市近郊の宮川のほりにあるという立地条件を生かし、淡水産の魚介類を対象とした研究を行っている。南勢庁舎では、熊野灘に面した五ヶ所湾で、海水産の魚介類を対象に研究を行っている。

民間の試験・認証機関としては、(株)UL Japanや、(株)コスモス・コーポレーションが立地しており、人工的環境による製品の安全評価試験を行っている。このため、伊勢志摩地域内の立地企業は、製品に対する、世界各国のEMC・電波規制に対応したEMC測定(※1)・評価サービス、工場検査、各種試験・検査業務・認証サービスを地域内で受けられるメリットがある。

(※1 EMC = 電気機器などが備える、電磁的な不干涉性および耐性)

#### 【道路、港湾等のインフラの整備状況】

##### ○ 鉄道路線

JR参宮線、近畿日本鉄道山田線・鳥羽線・志摩線が通っており、両鉄道会社が乗り入れる伊勢市駅までは、大阪から約1時間40分程度、名古屋から1時間20分程度でアクセスでき、関西・中部(東海)両方面への利便性は高い。

##### ○ 自動車道路網

高速道路は、当地域を伊勢自動車道が通っており、玉城IC、伊勢西IC、伊勢ICの3つのICからの利用が可能である。主要幹線道路は、伊勢二見鳥羽ライン、国道23号、国道42号、国道167号、国道260号が地域内で循環経路を形成している。このことから、伊勢市から地域内の大半が概ね1時間以内で移動可能であり、また、三重県内外からのアクセス、地域内移動を容易にしている。

伊勢市中心部からのアクセスは、大阪まで約2時間30分(伊勢自動車道、名阪国道、西名阪自動車道)、名古屋まで約1時間40分(伊勢自動車道、東名阪自動車道)の距離となっている。

また、新名神高速道路を経由すると、大阪まで約2時間20分、京都まで約2時間、大津まで約1時間50分となり、大津、京都経由での阪神地方への利便性が高まった。

さらに平成 25 年には、第二伊勢道路（伊勢二見鳥羽ライン松下 JCT～鳥羽南・白木 IC 間）が開通し、伊勢市と鳥羽市・志摩市方面間の移動時間が短縮され、利便性が高まった。

○ 港湾

四日市港までは、高速道路経由で約 1 時間 20 分である。平成 16 年 7 月、四日市港は、名古屋港とともに「伊勢湾スーパー中枢港湾」として指定され、その後指定特定重要港湾の指定も受け、国際貿易港として、三重県内の輸出入産業に大きく貢献している。また、平成 18 年 1 月に、霞ヶ浦地区で水深 14m の次世代高規格コンテナターミナルが供用開始されたことにより、港湾能力がさらに向上している。また、平成 23 年の港湾法改正により、四日市港の港湾の種類（港格）は、名古屋港とともに、特定重要港湾から国際拠点港湾に改められた。

加えて、津松阪港の松阪港区は、伊勢市から国道 23 号を利用して約 30 分で到着する中南勢の産業を支援する総合物流拠点である。昭和 46 年に重要港湾に指定され、セメントや砂・砂利などを積んだ大型貨物船が出入りする。

その他の海上アクセス機能として、伊勢湾フェリーがあり、鳥羽港と、渥美半島の伊良湖港を 55 分で結んでいる。この航路は、国道 42 号、259 号の重複区間に指定されている。

また、平成 6 年から、鳥羽港佐田浜地区において、「鳥羽マリンタウン 21 計画」に基づき、地域住民と観光客が憩い・楽しみ・集う魅力ある空間を創造するため、離島定期船や湾内観光船の小型船だまりや親水機能を有する緑地・広場等を整備し、平成 23 年 4 月から供用開始された。

○ 空港

伊勢市中心部から中部国際空港へは、松阪港からの高速船を利用し、約 1 時間 50 分で到着する。また、自動車によるアクセスも、高速道路網を利用し、約 2 時間で到着する。

○ 電力

中部電力（株）により当地域内の企業へ安定的な電力供給が行われている。

○ ガス

東邦ガス（株）による都市ガスの供給が、伊勢市の一部で安定的な供給が行われている。

○ 上水道・工業用水

当地域の水道は、各簡易水道及び上水道が担っており、安定的な供給が行われている。当地域においては、工業用水の供給は行われていない。

○ 工場用地

伊勢志摩地域には、以下の工場適地がある。

所在市町名	工場適地名	全体面積（㎡）	未分譲面積（㎡）
伊勢市	サト・サポート・スクエア伊勢	146,648	50,309
	かみその神薨	96,471	96,471
鳥羽市	まつお松尾	23,000	13,114
志摩市	やまはら山原	78,262	78,262
玉城町	つむろ積良	77,004	55,012
南伊勢町	おきた沖田	65,420	3,641

## 【目指す産業集積の概要】

平成20年9月のリーマン・ショックに端を発する米国の急激な景気後退が、世界経済へ波及したことにより、大幅に落ち込んでいた我が国の経済は、徐々に持ち直しの動きを見せていた。しかしながら、平成23年3月の東日本大震災や、同年夏以降に欧州政府債務危機がリスク要因として一層認識されるようになったこと、また、同年10月のタイでの洪水被害によるサプライチェーンの寸断等、内外の様々なショックに見舞われた。しかし、平成24年に入って、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、平成25年には「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組の政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっている。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれる。

また、今後の景気回復のために必要不可欠なエネルギー政策については、エネルギー基本計画が平成26年4月に閣議決定されたところである。この計画は、東日本大震災以降初めての計画であり、その中で、「我が国が目指すべきエネルギー政策は、世界の叡智を集め、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速化、石炭火力や天然ガス火力の発電効率の向上、蓄電池・燃料電池技術等による分散型エネルギーシステムの普及拡大、メタンハイドレート等非在来型資源の開発、放射性廃棄物の減容化・有害度低減など、あらゆる課題に向けて具体的な開発成果を導き出せるような政策でなければならない。」としており、環境への適合がこれからもますます重要な課題となっている。

一方では、高齢化社会の進展に伴い、地域包括ケアシステムの成立、民間サービスを含めた健康寿命延伸産業の拡大等、ヘルスケア産業全体の枠組みが大きく変化しようとしており、医療機関・介護事業者はもとより、ヘルスケア周辺事業者、異業種事業者が、地域単位で一体となって成長を果たしていく必要性が益々高まっている。

こうした政府の取組を踏まえ、平成26年9月1日付で、資金面から地域でのヘルスケアビジネス創出の支援を行う「地域ヘルスケア産業支援ファンド」が、(株)地域経済活性化支援機構により設立されるなど、経済産業省は、官民連携を強化し、地域でのヘルスケアビジネスの創出を後押ししていく。

この他、伊勢志摩地域のリーディング産業とも言える観光分野では、観光庁が、訪日旅行者の多い15の国・地域で、わが国の魅力を発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を支援する訪日促進事業「ビジット・ジャパン事業」を官民一体で推進しており、今後、訪日旅行者の増加が期待される場所である。

### 1 伊勢志摩地域における取組方向

#### (1) 地域の特性を活かした産業集積

当地域は、伊勢神宮をはじめとした全国的にも有名な名所・旧跡が多く、海には美しいリアス式海岸が続く風光明媚な地域である。ほぼ全域が伊勢志摩国立公園に指定されており、全国から多くの観光客が訪れる日本でも有数の観光地である。

比較的温暖な気候は、豊かな海・山の恵を育てており、地域で産出される伊勢えびや真珠、的矢かき、あわびは平成13年度に、また、ひじきが平成15年度に、あのりふぐは平成19年度に、岩がき

は平成 26 年度に「三重ブランド」（三重県）に認定されるなど、豊かな地域資源を持つ地域であり、「伊勢志摩」という地域自身が一つのブランドであるとも言える。

さらに、三重県は「みえライフイノベーション総合特区」の指定を受け、「みえライフイノベーション推進センター（MieLIP セントラル）」と地域拠点である「MieLIP 鳥羽」が連携することによって、天然資源を活用した医薬品、化粧品や高機能食品の開発や、鳥羽市水産研究所における海藻や海産物の研究開発を行い、地域が一体となった販路開拓支援や戦略的な情報発信に取り組んでいる。

当地域は、このような競争力の高い観光資源や地域資源等が地域の産業集積・活性化と結び付くような取り組みを推進する。

## （２）「新規立地」と「既存立地企業の事業高度化等」による産業集積

当地域は高速交通網等の整備が充実しつつあるが、名古屋・大阪からの移動距離など、県内他地域と比べて相対的に不利な条件を抱えていると考えられる。しかしながら、地域外からの「新規立地」は、操業に伴う税収・雇用者数の増加等の直接的な効果だけでなく、地元企業と新規立地企業との新たな取引による地域産業の技術力強化や高度化の実現など多様な間接的効果がもたらされることから、引き続き誘致等に注力していく。

併せて現下の厳しい経済環境下、産業界において活発化している生産拠点の統廃合の動きに対応し、既存立地企業の地域外への流出を防ぐため、既存立地企業の事業高度化や地域内での二次投資を支援する。

なお、当地域は数多くの「三重ブランド」認定に象徴されるように、農水産物等の地域資源が豊富である。農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大を行うなどの「農商工連携」を活かした取組を進める。

## ２ 伊勢志摩地域で集積を目指す産業

先述の社会経済情勢、伊勢志摩地域の特性・取組方向等を踏まえ、以下の３つの産業を当地域が集積を目指す産業と位置づける。

### （１）環境・エネルギー関連産業

「自然エネルギー世界白書2014年版」によれば、東日本大震災以降、固定価格買取制度の開始と共に日本国内の自然エネルギー市場は大きく成長し、太陽光を中心に本格的な自然エネルギーの導入が各地域で始まり、平成25年の世界の太陽光発電市場において、日本の年間の新規導入量が中国に次いで世界第2位となった。さらに、同年の世界での自然エネルギーへの全体投資額において、日本は前年比80%増加し、世界第3位の市場に躍進した。また、エネルギー制約の高まり、地球温暖化対策の観点から、エネルギー効率やCO<sub>2</sub>排出量に優れた性能を持つ、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は世界中で注目されている。

伊勢志摩地域には、太陽電池モジュールを製造する京セラ（株）三重伊勢工場や、欧州太陽光発電規格に適合した、太陽光発電パワーコンディショナーに最適ナリレーを製造するパナソニック（株）オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 伊勢工場、EV用急速充電器や小型風力発電機を製造するシンフォニアテクノロジー（株）伊勢製作所が立地しているなど環境・エネルギー関連産業



の一定の集積があり、平成22年9月には、(株)UL Japanが、太陽光発電(PV)製品の適合性評価が可能な専用試験所を増設するなど既存立地企業による二次投資も行われている。

また、愛知・岐阜・三重・長野・静岡地域では、国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受けた。航空宇宙産業は、機体の軽量化による燃費の向上や、騒音・排出ガスの軽減が不可欠であり、今後さらに環境を意識した省エネルギー化などの取組が求められている。

このように、伊勢志摩地域内には、環境・エネルギー企業に加え、省エネルギー化等に取り組んでいく航空宇宙関連企業を含め、「環境・エネルギー関連産業」の集積や既存立地企業の二次投資が期待できることから、「環境・エネルギー関連産業」を当地域が集積を目指す産業に位置付ける。

## (2) 医療・健康・福祉関連産業

三重県では、産学官民の有機的なネットワーク(産業クラスター)を核にして、次代を担う医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指すメディカルバレープロジェクトに取り組んでおり、平成14年度から平成19年度を第1期実施計画「立ち上げ期」、平成20年度から平成22年度を第2期実施計画「基盤整備期」として位置づけ、ソフトインフラ整備を中心とした事業を産学官民連携の体制で事業を展開してきた。同プロジェクトで構築した基盤を更に充実・拡大し、現在は県民の健康と福祉の向上につながる製品やサービス等が継続的に創出される仕組みを構築するため、平成24年度から平成27年度までの第3期実施計画を「成長期」として事業を展開している。

このメディカルバレーでの産学官連携の実績を基盤に、「みえライフイノベーション総合特区」が国の指定を受けた。同特区は、画期的な医薬品や医療機器等の創出や県内企業・大学等の活性化、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大などにより、県内経済の活性化を生み出すなど、三重県がライフイノベーションに寄与する地域になることを目指している。

当地域には、化粧品、健康食品製造の御木本製薬(株)や、婦人用体温計ではトップのシェアを誇る、(株)ニシトモ等が立地しており、「みえライフイノベーション推進センター(MieLIP鳥羽)」が鳥羽市に設置されたことなどから、同センターとの連携により、地域の特色を活かした、医療・健康・福祉関連産業の集積を目指す。

## (3) 観光・地域資源活用関連産業

風光明媚な伊勢志摩地域の大半が伊勢志摩国立公園に指定されており、古くから多くの観光客が訪れる観光の地として栄え、今でも全国各地から多くの観光客が訪れる日本でも有数の観光地である。

(公社)伊勢志摩観光コンベンション機構では、神宮文化、食、自然、海女文化の伊勢志摩4大テーマを「神宮文化、祈り・感謝・神話の国・伊勢志摩」、「食材の宝庫、御食つ国(みけつくに)伊勢志摩」、「国立公園として美しき自然、癒しの伊勢志摩」、「海女文化が息づく伊勢志摩」のコンセプトと位置付け、資源の見直し・相互利活用による伊勢志摩ブランドの確立、全ての観光客に満足してもらえるおもてなし力の向上、協働と競争的共存、地域と一体となった持続可能な観光地育て、観光による地域の潤いと地域の活性化を共有理念・目的として、平成26年3月に「伊勢志摩観光振興プラン」を再度見直した。

平成25年の観光客の入込客数は、1,261万人となっており、伊勢志摩地域を訪れる観光客による平

均利用総額は、宿泊客で 35,831 円、日帰り客で 10,022 円となっている。(三重県「平成 25 年観光レクリエーション入込客数推計書、平成 25 年度観光客実態調査報告書」)

経済効果は、宿泊施設やレストラン等のサービス業にとどまらず、観光客が消費・購入する食品やお土産は食品製造業等に波及し、観光パンフレット等は印刷業に波及するなど製造業にも波及するものと見込まれている。

また、農林水産物では、県が認定する 15 品目の「三重ブランド」(平成 26 年 12 月現在)のうち、伊勢志摩地域において 7 件(「伊勢えび」、「真珠」、「ひじき」、「的矢かき」、「あわび」、「あおりふぐ」、「岩がき」)の品目とその製造・生産事業者が認定を受けている。

このほかにも、比較的温暖な恵まれた気候条件の中で、「伊勢茶」、「温州みかん」やバラ、菊などの「花木」等、市場評価の高い特色ある農林水産物の生産が行われている。

これらの農林水産に携わる生産者と商工業者が、互いの技術やノウハウを持ち寄り、地域資源を活かした新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大を行う「農商工連携」が取り組みやすい地域である。それに加え、近年旅行客の目的は多様化しているが、その中でも「おいしいものを食べる」事を目的としてこの地域を訪れる観光客は、県全体では 34.3%であるが、当地域では 46.9%であり、他地域と比較しても東紀州の 51.7%に次いで多い。(三重県「平成 25 年観光レクリエーション入込客数推計書、平成 25 年度観光客実態調査報告書」) そうしたことから、全国的にも有数の観光地である伊勢志摩地域の特性と「三重ブランド」に代表される競争力の高い地域資源を組み合わせ、発展させることにより、伊勢志摩地域の魅力をさらに高め、「農商工連携」などを生かした既存立地企業の事業の高度化、及び産業集積を図る。

### 3 その他の広域で連携して取り組む産業集積

#### (1) 「中部地域航空宇宙関連産業集積活性化ビジョン」との連携

今後発展が期待される航空宇宙関連産業について、航空宇宙関連産業の集積地である中部地域は連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、「中部地域航空宇宙産業集積活性化ビジョン」を策定したところである。

特に航空宇宙用電装品については、今後は次世代電源に対応していることが不可欠になると考えられ、当地域が集積を目指す環境・エネルギー関連産業の一つとして位置づけていることから、「中部地域航空宇宙産業集積活性化ビジョン」とも連携しながら、航空宇宙関連産業の集積と高度化を目指すこととする。

#### (2) 「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」にかかる取組

愛知・岐阜・三重・長野・静岡地域では、国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受け、研究開発から設計、製造、保守管理までの一貫体制を持つアジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成を目指している。

このアジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、現在、大手機体メーカーや中堅・中小サプライヤーの事業所など、愛知・岐阜・三重・長野・静岡の 67 地区が特区区域に指定されており、当地域では航空宇宙用電装品である航空機用電源システムや宇宙ロケット用サーボアクチュエーター等を製造しているシンフォニアテクノロジー(株)伊勢製作所と、航空機用加工機を製造しているキクカワエンタープライズ(株)が特区区域に指定されている。

### (3) 「中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョン」との連携

中部地域の基幹産業として今後発展が見込まれる次世代自動車関連産業について、中部地域は連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、「中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョン」を策定したところである。

当地域では、環境・エネルギー関連産業を指定集積業種として、集積、高度化を期しているところであるが、その中でも次世代自動車は、今後自動車の主流となる可能性があり、次世代蓄電池などとも密接な関係があることから、その関連産業の集積、高度化への取り組みも必要不可欠である。

これらのことから、当地域においても同ビジョンと連携を図りながら、次世代自動車関連産業の集積、高度化に取り組んでいくこととする。

### (4) 「中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョン」との連携

今後発展が見込まれる医薬品、医療・福祉機器等ヘルスケア関連産業について、中部地域は連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、「中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョン」を策定したところである。

当地域においては、超高齢社会の到来を受け、世界的にも急成長が見込まれる医療・健康・福祉関連産業の集積及び活性化への取組が必要不可欠であると考え、当地域の集積を目指す産業に位置付けている。

このため、当地域においても同ビジョンとの連携を図りながら、ヘルスケア関連産業の産業集積及び活性化に取り組むこととする。

### (5) 「みえライフイノベーション総合特区」にかかる取組

平成24年7月25日、三重県が提案したライフイノベーションの推進を図る地域活性化総合特区「みえライフイノベーション総合特区」が国の指定を受けたところである。

当地域においても、県や研究開発支援拠点「みえライフイノベーション推進センター（MieLIP）」とも連携し、医療・健康・福祉分野での新しい価値を生み出すよう、関連産業の集積、活性化に取り組む。

### (6) 産業防災にかかる取組

広域災害発生時において、地域経済への影響が特に大きいことが想定される輸送機器関連産業における防災・減災対策を目的とし、地域連携BCPにかかる人材養成、普及啓発等により「災害に強いものづくり中部」の構築を目指す。

### (7) 国際拠点化にかかる取組

アジア拠点化に向けた政府の動きをとらえ、中部地域における輸送機器関連産業及びヘルスケア関連産業の国際拠点化を推進するため、国内外の産業クラスター等との交流促進、外資系企業・研究機関や国際展示会・会議体の誘致活動及び販路開拓、人材養成等に広域的に取り組む。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	1,945 億円	2,058 億円	5.8%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①人材育成支援の充実による地域人材力の向上 (各市町・三重県・関係機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者 (次世代) 育成事業の実施</li> <li>・キャリア教育や職業教育の改善・充実に向けた教育機関との連携の推進 (インターンシップや職場体験の受け入れなど)</li> <li>・産学官連携による人材育成事業の実施</li> <li>・起業家人材育成事業の実施、各種セミナーの開催</li> <li>・伊勢市産業支援センター、三重県産業支援センターによる起業家支援</li> </ul>				
②産学官の連携 (三重大学・皇學館大学・鈴鹿工業高等専門学校・鳥羽商船高等専門学校・各市町・三重県・関係機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究機関のシーズと、企業のニーズのマッチング</li> <li>・企業からの問い合わせ等に対し、迅速に対応できる体制の整備</li> </ul>				
③農商工連携の推進 (各市町・三重県・関係機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と商工会議所・商工会との定期的な意見交換。</li> <li>・地元産農林水産物利用の推進</li> </ul>				
④ビジネスマッチングの推進 (各市町・三重県・関係機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスマッチングの推進による、既存企業の支援</li> </ul>				
⑤自治体連携による企業誘致の推進 (各市町・三重県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定集積業種企業を中心とした企業誘致活動</li> <li>・企業立地優遇措置の充実・整備</li> <li>・ホームページや、パンフレット等での企業誘致のPR活動</li> </ul>				
広域連携により実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場適地を記した「工場適地図」の作成</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成事業の広域連携による実施</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致ガイドブックの作製</li> </ul>				
⑥産業用地の確保 (各市町・三重県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き工場 (施設)、遊休工場用地の調査等による産業用地の把握</li> </ul>				

⑦道路整備（国・各市町・三重県）	・伊勢志摩地域へのアクセス向上のための道路の整備
	・地域高規格道路「伊勢志摩連絡道路」（磯部バイパス）及び一般国道 167 号線鵜方磯部バイパスの整備

## 2 集積区域として設定する区域

### （区域）

伊勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町）

設定する区域は、平成26年4月1日現在における行政区画により表示したものである。ただし、集積区域は、以下の地域を除くものとする。

#### （1）自然公園法に規定する「自然公園地域」。

ただし、同地域であっても、例外として、下記①～③のとおり、取り扱うものとする。

①普通地域内の可住地及び工場適地については集積区域に含める。

②第3種特別地域においては、自然環境・景観保護の観点から、集積対象業種を宿泊業に限定するとともに、国立公園事業として執行する宿舎事業及びそれ以外の宿泊業（新たな開発を伴う新規立地以外の事業（建替え、高度化事業等）に関するものに限る。）についての集積区域とする。

③第2種特別地域においては、自然環境・景観保護の観点から、集積対象業種を宿泊業に限定するとともに、国立公園事業として執行する宿舎事業についてのみの集積区域とする。

#### （2）自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

（3）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する「鳥獣保護区」（ただし、特別保護地区以外の地域であって、かつ、上記（1）のただし書きの扱いにより集積区域として認められるものを除く。）。

（4）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域

（5）環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

### （集積区域の可住地面積）

当地域の可住地面積は以下のとおりである。

市町名	可住地面積 (ha)
伊勢市	9,863
鳥羽市	3,311
志摩市	7,536
玉城町	2,806
度会町	2,075
南伊勢町	3,712
合計	29,303

総務省「社会生活統計指標-都道府県の指標-2014」

(各市町を集積区域に指定した理由)

伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の3市3町は通勤、通学、消費生活圏などにおいて密接な関係があり、道路網においても国道23号、国道42号、国道167号、国道260号、鉄道網ではJRと近畿日本鉄道などによって連絡されている結びつきの強い地域である。

また、当地域の3市3町は、一部事務組合など広域行政の取組を行っており、行政の面においても結びつきが強い。

伊勢志摩地域内の就業者・通学者の移動状況

就業・通学先 常住地	就業・通学者数	伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	南伊勢町	伊勢志摩地域外
伊勢市	68,023	48,659	1,810	707	2,184	474	265	13,924
		71.53%	2.66%	1.04%	3.21%	0.70%	0.39%	20.47%
鳥羽市	11,906	1,902	8,620	363	65	12	17	927
		15.98%	72.40%	3.05%	0.55%	0.10%	0.14%	7.79%
志摩市	27,571	2,682	1,382	21,391	119	36	268	1,693
		9.73%	5.01%	77.59%	0.43%	0.13%	0.97%	6.14%
玉城町	8,477	2,119	71	37	3,374	113	77	2,686
		25.00%	0.84%	0.44%	39.80%	1.33%	0.91%	31.69%
度会町	4,667	1,504	38	24	358	1,589	70	1,084
		32.23%	0.81%	0.51%	7.67%	34.05%	1.50%	23.23%
南伊勢町	6,628	852	86	488	103	89	4,501	509
		12.85%	1.30%	7.36%	1.55%	1.34%	67.91%	7.68%

総務省「平成22年国勢調査」(調査時点：H22.10.1) - (常住地による従業・通学市区町村、男女15歳以上就業者数及び通学者数)

伊勢志摩地域の広域行政の取組

名称	構成市町
(公社)伊勢志摩観光コンベンション機構	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
伊勢地域農業共済事務組合	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊勢志摩定住自立圏	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町

平成26年4月1日現在

### 3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

① サン・サポート・スクエア<sup>いせ</sup>伊勢 (約14.7ha)

伊勢市朝熊町字東谷3477-13~14、3477-18~21、  
3477-23~26、3477-29~33、  
3477-35~39

字西谷3600-6、3600-8、3600-10、  
3600-18~19、  
3600-26~30

字藪際4282-7~8

字鴨谷4383-427~428、4383-431、  
4383-435~436、  
4383-463、4383-468~469、  
4383-475~476、4383-478~480、  
4383-482~484、4383-487~488、43  
83-491~495

②<sup>かみその</sup>神菌工業団地 (約9.6ha)

伊勢市神菌町字里419-1~2、419-4、420-4、420-6~7  
456-7

字瀧尻625-2

字吉ヶ尾836、837

字見ノ越896、897-1~2、898、899、899-1、  
900、901、901-1、902-1~2、903、  
904、905、906、907、908、909-1~3、  
910、911-1~5、912-1~2、913-1~3、  
914、915、916、917-1~3、918、919、  
920、921、922、923、924、925、926-  
1~3、927-1~2、928、929、929-1、93  
0、931、932-1~3、933、934、935-1~  
2、936、936-1、937、937-1、938-1~  
2、939、941、942、943、944、945、94  
6、946-1、947-2~3、948-1~3、949-  
1、950、950-1、951、952、953、954、  
955、968-1~4、969-2、971-3、971-  
5、990、991、992-2、993-2、994-1~  
4、995-1~3、996、997、998、999-1、  
999-4~5、1000-5~6

字菌 1508-1

字岸ノ下1587

字切間1594、1595、1597、1598、1599-2~3  
1599-5、1600、1601、1602-2、1603  
1604、1635、1636

③<sup>しもの</sup>下野工場団地 (約16.0ha)

伊勢市下野町字若宮517-4~6

字西竈545-1~3、545-6、545-8、545-11、  
545-12~13、564-4~5、564-8、  
564-12、564-15~17

字大廓600-6~14、600-24、640-3~4

字徳田新田653-5~20、653-40

字風宮654-53、654-83、654-198~199  
654-204~208、654-216、  
654-220~221、654-223、  
654-230~232、654-234~237  
654-288~289

④<sup>まつお</sup>松尾第2期工業団地 (約2.3ha)

鳥羽市松尾町字畑田口304-66、304-70、304-75、304-77  
字岩ノ谷297-31、297-34

⑤<sup>やまはら</sup>山原工場適地 (約7.8ha)

志摩市磯部町字山原433-1~2、434、434-1~2、435、436、  
436-1、437、438、439、439-1、442-1~2、  
443、444、444-1~2、445-1、446-1~4、447、448、  
449、450、451-1~4、453-1

⑥<sup>つむろ</sup>積良工業団地 (約7.7ha)

玉城町原字鴨沖2967-2、2969-2、2969-3、2970-2、  
2972-2、2975-2、2967-1、2968、  
2969-1、2971、2972-1、2972-3、  
2972-4、2972-5、2974、2967-3、  
2967-4、2970-1、2973、2975-1  
字雲岡2976-1、2976-2、2976-3、3013-1、  
3013-2、2977、2978、2979、2980、  
2981、2982、2983、2984、2985、2986、



2987、2988、2989、2990、2991、2992、  
2993、2994、2995、2996、2997、  
2997-1、2998、2999、3000、3001、  
3002、3003、3004、3005、3006、3007、  
3008、3009、3010、3011、3012-1、  
3012-2

玉城町矢野字小井293、294、295、295-1、295-2

玉城町積良字楠本44

玉城町積良字くもか34-1、34-2、34-3、34-4、34-5、  
34-6、34-7、45、46、47、48、49、50、51、  
52、53、54、55、56、61-1~4、62、68、69、  
73-1~7、91-1~9、57、58、59、60、

玉城町積良字谷1500-1~2、1501-1~3、1502-1

⑦度会町<sup>たぐち</sup>田口区域（約1.8ha）

度会郡度会町田口1528、1536

⑧度会町<sup>くずはら</sup>葛原区域（約1.4ha）

度会郡度会町葛原761~762、762-2~3、763、763-1~3、  
768-2~4、775-1、780-10、792-1、799-1、800-  
1、801、802-1、802-6、803、804、805-1、806~8  
11

⑨度会町<sup>たなはし</sup>棚橋区域（約1.0ha）

度会郡度会町棚橋1126-5、2171-2、2173-1、2174-1、  
2176、2176-1、2177、2177-1、2178、2179、  
2179-1、2181、2182、2182-1、2183

⑩<sup>おきた</sup>沖田工業団地（約6.5ha）

度会郡南伊勢町齋田字上沖田91-7、91-18~20、91-23~28

設定する区域は、平成26年4月1日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

当計画においては自然公園内では実施する予定はない。自然公園区域外においては、今後、企業ニーズや立地環境を踏まえながら適切に対処していくものとする。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

- (1) 環境・エネルギー関連産業
- (2) 医療・健康・福祉関連産業
- (3) 観光・地域資源活用関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

産業と関連する日本標準産業分類上の業種名

- (1) 環境・エネルギー関連産業
  - 19 ゴム製品製造業
  - 21 窯業・土石製品製造業
  - 22 鉄鋼業
  - 24 金属製品製造業
  - 25 はん用機械器具製造業
  - 26 生産用機械器具製造業
  - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 29 電気機械器具製造業
  - 30 情報通信機械器具製造業
  - 31 輸送用機械器具製造業
  - 39 情報サービス業
  - 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
- (2) 医療・健康・福祉関連産業
  - 09 食料品製造業
  - 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこを除く）
  - 11 繊維工業
  - 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
  - 16 化学工業
  - 18 プラスチック製品製造業
  - 19 ゴム製品製造業
  - 27 業務用機械器具製造業
- (3) 観光・地域資源活用関連産業
  - 09 食料品製造業
  - 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこを除く）
  - 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
  - 13 家具・装備品製造業
  - 14 パルプ・紙・紙加工品製造業

1 5	印刷・同関連業
3 2	その他の製造業
3 7	通信業
3 8	放送業
3 9	情報サービス業
7 5	宿泊業

(2) (1) の業種を指定した理由

<p>(1) 環境・エネルギー関連産業</p> <p>平成26年4月に閣議決定された、エネルギー基本計画は、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速化、石炭火力や天然ガス火力の発電効率の向上、蓄電池・燃料電池技術等による分散型エネルギーシステムの普及拡大、メタンハイドレート等非在来型資源の開発、放射性廃棄物の減容化・有害度低減など、あらゆる課題に向けて具体的な開発成果を導き出せるような政策を目指している。</p> <p>伊勢志摩地域には、太陽電池モジュール、EV用急速充電器、太陽光発電パワーコンディショナーに最適ナリレーなどの製造を行っている事業所があり、今後これら環境エネルギー関連のさらなる省エネルギー化が必要である。</p> <p>また、当地域には航空宇宙用電装品である航空機用電源システムや宇宙ロケット用サーボアクチュエーター、航空機用加工機等を製造している企業があり、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定により航空宇宙産業についても、今後強化をはかっていく省エネルギー化など環境への配慮が不可欠である。そのため、「環境・エネルギー関連産業」のさらなる集積や既存立地企業の二次投資が期待できることから、集積業種に指定する。</p> <p>(2) 医療・健康・福祉関連産業</p> <p>産学官民の有機的なネットワークを核にして、次代を担う医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指す県のメディカルバレープロジェクトで、伊勢志摩地域は、観光産業と健康サービス産業のマッチングによる新たな産業創出や地域おこしを産学官民が一体となって取り組む地域に位置づけられていることから、集積業種に指定する。</p> <p>(3) 観光・地域資源活用関連産業</p> <p>全国的にも有数の観光地である伊勢志摩地域の特性と「三重ブランド」に代表される競争力の高い地域資源を組み合わせ、発展させることにより、伊勢志摩地域の魅力をさらに高めていくため、集積業種に指定する。</p>
---

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値 (平成 31 年度)
指定集積業種の企業立地件数 (5 年累計)	12 件
指定集積業種の製品出荷額等 (平成 31 年度)	4,289 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数 (5 年累計)	440 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

① 伊勢市産業支援センター

伊勢市は、平成 20 年 4 月に、製造業を中心とする市の総合窓口と「ものづくり支援施設」としての機能を持つ「伊勢市産業支援センター」（サン・サポート・スクエア伊勢内）を開所した。この施設は、地域産業の振興と人材育成、起業支援、伝統工芸の振興などの内発型事業を展開し、雇用の確保・創出等、地域経済の活性化を目的としている。また、平成 24 年 4 月からは、より専門性を高めるため、伊勢商工会議所を指定管理者として、事業を行っている。

② 産業用地の確保

当地域には、分譲中の工業団地、及び工場適地があるが、多様なニーズに応えるため、空き工場や遊休工場用地などの把握を行い、情報提供を行っている。

（人材の育成・確保に関する事項）

① 後継者（次世代）育成

三重県は、平成 26 年 4 月に三重県中小企業・小規模企業振興条例を施行した。この条例は関係機関が連携し、中小企業・小規模企業をサポートしていく中、業種や系列の枠を超えた経営者間のネットワークづくりの支援や、「M I E 戦略経営塾」等を開講し、次世代経営者を対象にした人材育成に取り組んでいく。

② キャリア教育支援

三重県教育委員会は、学校、企業、経済団体、行政機関等の間にネットワークを構築し、学校におけるキャリア教育や就職支援に対する理解促進を図り、地域と学校の連携方策について協議を行っていく。

③ 産学官連携による人材育成事業の実施

三重県立津高等技術学校は、伊勢市産業支援センター、伊勢商工会議所、三重県、地域の企業等と連携して、各企業の製造現場における管理者として活躍する人材の育成を行っている。

④ 起業家人材育成の実施、各種セミナーの開催

各市町、商工会議所、商工会、伊勢市産業支援センターは、関係協力機関と連携しながら、創業を志す方、準備中の方を対象にした創業関連セミナーを開催している。

また商工会議所及び商工会では、資格取得のための検定等を行い、人材のキャリアアップに寄与している。

⑤ 雇用対策

伊勢市と伊勢商工会議所は、地域の企業が関係機関と密接な連携のもとに雇用と労務の安定につとめ、企業の発展と労働者の福祉の向上に寄与することを目的に、伊勢地区中小企業労働対策協議会を設置している。

同協議会では、労働力確保に関する事業として、「就職セミナー（合同企業説明会）」「高校と企業の就職・採用に関する情報交換会」等を、鳥羽商工会議所等と共に開催している。

(技術支援等に関する事項)

産業集積の形成には、産学官連携が重要である。当地域は三重大学社会連携研究センター、(株)三重TLO、鳥羽商船高等専門学校、鈴鹿工業高等専門学校、(公財)三重県産業支援センター、三重県及び三重県公設試験研究機関と連携し、中小企業等への技術アドバイス、ニーズに応じたシーズとのマッチング、人材育成等の支援を行う。

三重県は三重大学などと、メディカルバレープロジェクトにおいて、産学官民の有機的なネットワーク（産業クラスター）を核にして、次代を担う医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指しており、当地域では、ハイテク温泉健康塾、グルメディカルツアー及びウエルネスの旅などの健康ツアーなど新しい地域産業である健康ツーリズムが創出された。また、県内の天然資源のブランド化と地域経済の活性化目的として、地域資源活用型医薬品等の開発に係る費用の一部を補助しており、平成26年度は当地域から、鈴鹿産芍薬の根を用いた『神楽の薬湯』の商品化および新規医薬品漢方製剤の開発を行う伊勢くすり本舗(株)とアコヤガイ・コラーゲンを利用した新たな機能性原料の開発を行う御木本製薬(株)の2社の事業が採択された。

また、三重県工業研究所及び三重大学に整備される「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点」ならびに伊勢市産業支援センターの開放機器等の活用を進めることにより、企業の課題解決を図る。

伊勢商工会議所では、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構南伊勢職業能力開発促進センターと連携し、地域産業界の要望する技能労働者の育成並びに広範囲な職業訓練を行っている。

この他、伊勢市産業支援センターは、平成20年に、日本政策金融公庫国民生活事業と中小企業に対する支援協力を目的とした業務連携、協力に関する覚書を締結した。さらに平成25年2月からは伊勢地域で創業する方を対象に、創業計画書のブラッシュアップなどのアドバイスを受けた後、同センターの意見書を添付して融資の申し込みが可能となる、新たな創業応援スキームを開始した。

また、平成21年には鳥羽商船高等専門学校及び鈴鹿工業高等専門学校と、主として中小企業の人材育成及び経営支援、技術相談、研究開発に関し互いに連携することによって地域産業の活性化に貢献することを目的とした協定を締結した。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

(1) 伊勢市の支援制度

伊勢市工場等立地促進奨励金

●伊勢市内に工場等を新規立地、増設又は移設した企業に対して下記の奨励金を交付する。

奨励制度	内 容	備 考
用地取得奨励金	指定地域の用地取得費の30/100を助成	・限度額3億円 ・伊勢市から購入した場合に限る
設備投資奨励金	工場等の立地に係る土地、家屋、償	・限度額3億円

(注1)	却資産に対する固定資産税額に、次の率を乗じて得た額。 基準年度 100/100 基準年度の翌年度 75/100 基準年度の翌々年度 50/100 ただし、指定地域への立地に関しては5年間 100/100	
雇用奨励金 (注1)	新規常時雇用従業員数×20万円	・限度額 4,000万円（操業開始日から3年以内において1回） ・伊勢市在住者5人以上（中小企業3人以上）

●（注1）設備投資奨励金及び雇用奨励金の要件

業 種	土地取得等面積	投下固定資産額	常時雇用従業員数
物品の製造施設（加工・修理含む）	3,000 m <sup>2</sup> 以上	1億円以上 （中小企業 5,000万円以上）	10人以上 （中小企業5人以上）
発電所（原子力発電所を除く。）・ガス製造工場	3,000 m <sup>2</sup> 以上	1億円以上 （中小企業 5,000万円以上）	10人以上 （中小企業5人以上）
研究開発・試験・分析及び検査施設	—	5,000万円以上 （中小企業 2,500万円以上）	7人以上 （中小企業4人以上）
情報通信産業の施設	—	3,000万円以上 （中小企業 1,500万円以上）	5人以上 （中小企業3人以上）

●事業用定期借地権制度

指定地域内（市有地に限る）において工場等の立地に係る土地として事業用定期借地権制度を用意し、借地に対するニーズに対応する。

	内 容	備 考
対象業種	製造業（加工・修理含む） 発電所（原子力発電所を除く。）・ガス製造工場 研究開発・試験・分析及び検査業 情報通信産業	/
年間賃貸料	分譲価格×3%＋固定資産税相当額	

		※最大6か月を限度に、建物建築期間の土地賃貸料を1/4に減額することができる。
借地期間	10～20年間	

※指定地域 サン・サポート・スクエア伊勢、神菌工業団地

(2) 鳥羽市の支援制度

●工場等誘致奨励金

鳥羽市内に工場等を新規立地、または増設した企業に対して下記の奨励金を交付する。

	内 容	要 件 等
工場等誘致奨励金	設置に係る工場等の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税額に、次の率を乗じて得た額。 初年度 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額 1億円以上</li> <li>・新規雇用従業員数 20人以上 (中小企業 10人以上)</li> </ul>

●用地取得奨励金・設備投資奨励金

松尾第2期工業団地に新規立地、または増設した企業に対して下記の奨励金を交付する。ただし、工場等誘致奨励金と重複しての交付はしない。

内容		要件（賃貸・取得共通）	備考
用地賃貸の場合	建物・設備にかかる固定資産税100%相当額を3年間補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業（日本標準産業分類大分類Eの製造業）、学術・開発研究機関（中分類71学術・開発研究機関）等を営み、次の1）～3）のいずれかに該当する企業</li> </ul>	*施設等の設置については契約後1年以内に着工すること

<p>用地取得の場合</p>	<p>(1) 当初から土地を購入し、建物を建てた場合 土地・建物・設備の固定資産税の100%相当を10年間補助</p> <p>(2) 貸借期間中に途中で土地を購入した場合 10年から貸借期間を差引いた期間分の土地・建物・設備の固定資産税100%相当額を補助</p>	<p>1) 本団地に新たな施設を設置する者 2) 市内に工場を有する者が異業種の施設等を設置 3) 市内に工場を有する者がその施設等の規模を拡張して設置</p> <p>・投下固定資産額が5,000万円以上</p> <p>・常時雇用される従業員数（市内に住所を有する者）が20人以上（中小企業にあっては10人以上）純増すること。</p>	<p>* 投下固定資産額とは、土地・家屋及び償却資産の取得価格の合計</p> <p>* 市外にある工場等に勤務していた者が、新たに市内に住所を有することとなった場合は純増したとみなす。</p>
----------------	--	---	--

●事業用借地権制度

松尾第2期工業団地に工場等を新設する企業に対し、事業用借地権制度を用意し、借地に対するニーズに対応する。

	内 容	備 考
対 象 業 種	<p>製造業（日本標準産業分類大分類Eの製造業） 学術・開発研究機関（同 中分類71学術・開発研究機関）等</p>	<p>・投下固定資産額 5,000万円以上（土地・家屋・償却資産の取得価格の合計）</p>
年 間 賃 貸 料	<p>①初年度から10年間無料 ②11年目以降 譲渡価格×1.3%＋土地に係る固定資産税額（54円／月／㎡）</p>	
借 地 期 間	10～20年間	

(3) 玉城町の支援制度

●融資制度

玉城町内に工場等を新規立地、または増設した企業に対して下記の制度を適用する。

対 象 者	株式会社、有限会社、民法第33条の法人
内 容	1件当たり、貸付額は概ね2,000万円とし、5億円を限度。ただし、



	貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的、複合的に整備するものである場合には、1件当たりの貸付額を7億5,000万円を限度として増額させることができる。
(4) 立地企業に対する税制上の優遇措置等 (伊勢市)	
要件	<p>半島振興対策実施地域内の製造の事業又は旅館業（下宿業を除く。）の用に供する設備の新增設で、取得価額の当該投下固定資産額が、下記に示す額以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人及び資本金1,000万円以下の法人 500万円以上の取得等。</li> <li>・ 資本金1,000万円超5,000万円以下の法人 1,000万円以上の取得等。</li> <li>・ 資本金5,000万円超の法人 2,000万円以上の取得等。</li> </ul>
減免措置の税目・内容	固定資産税の3ヶ年不均一課税 税率 0.14/100
(鳥羽市)	
要件	<p>(1) 半島振興対策実施地域内の製造の事業又は旅館業（下宿業を除く。）の用に供する設備の新增設で、取得価額の当該投下固定資産額が、下記に示す額以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人及び資本金1,000万円以下の法人 500万円以上の取得等。</li> <li>・ 資本金1,000万円超5,000万円以下の法人 1,000万円以上の取得等。</li> <li>・ 資本金5,000万円超の法人 2,000万円以上の取得等。</li> </ul> <p>(2) 離島振興対策実施地域内における製造の事業、旅館業(下宿業を除く)又は情報サービス業の用に供する設備の新增設で、取得価格の当該投下固定資産税が下記に示す額以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人及び資本金5,000万円以下の法人 500万円以上の取得等。</li> <li>・ 資本金5,000万円超1億円以下の法人 1,000万円以上の取得等。</li> <li>・ 資本金1億円超の法人 2,000万円以上の取得等。</li> </ul> <p>また、情報サービス業等については、取得価格500万円以上であること。</p> <p>(3) 過疎地域内（鳥羽市全域）における製造業・旅館業（下宿業を除く）・情報通信技術利用事業（コールセンター）の用に供する設備の新增設で、当該投下固定資産額が2,700万円以上であること。</p>
減免措置の税目・内容	(1)(2)固定資産税の3ヶ年不均一課税 税率 0.14/100 (3)固定資産税の3ヶ年免除

(志摩市)

要件	<p>(1) 半島振興対策実施地域内の製造の事業又は旅館業（下宿業を除く。）の用に供する設備の新增設で、取得価額の当該投下固定資産額が、下記に示す額以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人及び資本金 1,000 万円以下の法人 500 万円以上の取得等。</li><li>・ 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人 1,000 万円以上の取得等。</li><li>・ 資本金 5,000 万円超の法人 2,000 万円以上の取得等。</li></ul> <p>(2) 離島振興対策実施地域内の製造の事業又は旅館業（下宿業を除く。）の用に供する設備の新增設で、取得価格の当該投下固定資産額が、下記に示す額以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人及び資本金 5,000 万円以下の法人 500 万円以上の取得等。</li><li>・ 資本金 5,000 万円超 1 億円以下の法人 1,000 万円以上の取得等。</li><li>・ 資本金 1 億円超の法人 2,000 万円以上の取得等。</li></ul> <p>また、情報サービス業等については、取得価格 500 万円以上であること。</p>
減免措置の税目・内容	(1)(2)固定資産税の3ヶ年不均一課税 税率 0.14/100

(玉城町)

要件	<p>(1) 農村地域工業等導入促進法に定める地区内における製造の事業の用に供する製造業の新增設で、当該投下固定資産額が 2,400 万円以上であること。</p> <p>(2) 半島振興対策実施地域内の製造の事業又は旅館業（下宿業を除く。）の用に供する設備の新增設で、取得価額の当該投下固定資産額が、下記に示す額以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人及び資本金 1,000 万円以下の法人 500 万円以上の取得等。</li><li>・ 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人 1,000 万円以上の取得等。</li><li>・ 資本金 5,000 万円超の法人 2,000 万円以上の取得等。</li></ul>
減免措置の税目・内容	(1)固定資産税の3ヶ年免除 (2)固定資産税の3ヶ年不均一課税 税率 0.14/100

(度会町)

要件	<p>半島振興対策実施地域内の製造の事業又は旅館業（下宿業を除く。）の用に供する設備の新增設で、取得価額の当該投下固定資産額が、下記に示す額以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人及び資本金 1,000 万円以下の法人 500 万円以上の取得等。</li></ul>
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人 1,000 万円以上の取得等。</li> <li>資本金 5,000 万円超の法人 2,000 万円以上の取得等。</li> </ul>
減免措置の税目・内容	固定資産税 3ヶ年不均一課税 税率 1年目 0.14/100 2年目 0.35/100 3年目 0.70/100

(南伊勢町)

要件	(1) 半島振興対策実施地域内の製造の事業又は旅館業(下宿業を除く。)の用に供する設備の新增設で、取得価額の当該投下固定資産額が、下記に示す額以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人及び資本金 1,000 万円以下の法人 500 万円以上の取得等。</li> <li>資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人 1,000 万円以上の取得等。</li> <li>資本金 5,000 万円超の法人 2,000 万円以上の取得等。</li> </ul> (2) 過疎地域内における製造の事業、情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用に供する施設の新増設で、当該投下固定資産額が 2,700 万円以上であること。
減免措置の税目・内容	(1) 固定資産税の 3ヶ年不均一課税 税率 0.14/100 (2) 固定資産税の 3ヶ年免除

(5) 三重県の支援制度

■成長産業立地補助金

クリーンエネルギー、ライフイノベーション等の成長産業及び高度部材産業の工場の立地に補助を行う。

対象者	製造業のうち、クリーンエネルギー関連、ライフイノベーション関連、航空宇宙分野関連、食品関連、高度部材関連の業種に属する工場、その他の事業所を設置する者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が 5 億円以上であること ②操業開始時点で常用雇用者が 10 名(県内操業企業は 5 名)以上増加すること ③操業開始後 3 年間操業を維持し、②の要件を維持すること
補助金額	補助対象にかかる投下償却資産額の 10% (高度部材産業は 12%)
限度額	5 億円
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度までの時限措置</li> <li>マイレージ制度(注)の適用あり</li> </ul>

(注) 補助金の投資要件に満たない投資でも、投資を積み上げることにより要件を満たした場合(最大6年間)は、各補助金の申請が可能となる制度(以下同じ)

■マザー工場型拠点立地補助金

マザー工場化を進める企業の投資に補助を行う。

対象者	製造業の工場、その他の事業所を設置する者で、マザー工場化を図る者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上であること ②操業開始時点で常用雇用者が10名(県内操業企業は5名)以上増加すること ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持すること
補助金額	設備支援型：建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の15% 雇用支援型：7,500万円(定額)
限度額	設備支援型：5億円 雇用支援型：7,500万円
その他	・平成27年度までの時限措置 ・マイレージ制度の適用あり

■研究開発等立地補助金

研究開発施設又は試験認証機関の立地に補助を行う。

対象者	研究開発施設又は試験認証機関を設置する者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が2億円(東紀州、鳥羽市、大台町、南伊勢町、大紀町：3千万円、伊勢市、志摩市、玉城町、度会町：1億円)以上であること ②操業開始後3年間操業を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の10%
限度額	5億円
その他	・平成27年度までの時限措置 ・マイレージ制度の適用あり

■外資系企業アジア拠点立地補助金

外資系企業による工場等の立地に補助を行う。

対象者	外資系企業で、工場、事業所を新設する者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上であること ②操業開始時点で常用雇用者が10名(県内操業企業は5名)以上増加すること ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の20%

限度額	5億円
その他	・平成27年度までの時限措置 ・マイレージ制度の適用あり

■地域資源活用型産業等立地補助金

県南部地域の工場の立地に補助を行う。

対象者	南部地域に立地する事業所であって、製造業又は地域資源を活用した産業における工場、事業所の設置（ただし、製造業は東紀州地域、大台町、南伊勢町、大紀町、鳥羽市及び志摩市のみ）する者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が3千万円以上（伊勢市、鳥羽市、玉城町及び度会町の場合は1億円以上）であること ②操業開始時点で常用雇用者が5名（県内立地企業は3名）以上増加すること ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の15%
限度額	5億円
その他	・平成27年度までの時限措置 ・マイレージ制度の適用あり

■サービス産業立地補助金

サービス産業の事業所等の設置に補助を行う。

対象者	企業立地促進法に基づく基本計画において集積業種として指定された業種、その他市町が誘致を適当と認めるサービス産業の事業所等の建設又は事務所の開設等を行う者
要件	①雇用、経済波及など、本県経済に特に貢献するものとして知事が認めること ②操業開始後3年間操業を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の10%又は家賃年額の10%
限度額	1億円（事務所を賃借する場合は1,500万円）
その他	平成27年度までの時限措置

（税制優遇措置）

■三重県過疎地域における県税の特例

根拠法令	過疎地域自立促進特別措置法
対象業種	製造業、情報通信技術利用事業、旅館業、個人が行う畜産業、水産業
取得価格	2,700万円超〔租特法上の特別償却を受ける設備〕
要件	土地は取得日の翌日以後1年以内に対象設備の建設着手が必要
減免措置の税目	法人事業税・県固定資産税〔3年間〕、不動産取得税

及 び 期 間	個人事業税[5年間]
課税免除又は 不均一課税の別	課税免除
対 象 地 域	鳥羽市、南伊勢町

■ 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例

根 拠 法 令	半島振興法
対 象 業 種	製造業、旅館業
取 得 価 格	資本金の額が1,000万円以下 500万円以上 資本金の額が1,000万円超5,000万円以下 1,000万円以上 資本金の額が5,000万円超 2,000万円以上
要 件	土地は取得日の翌日以後1年以内に対象設備の建設着手が必要
減免措置の税目 及 び 期 間	法人事業税・県固定資産税〔3年間〕 不動産取得税
課税免除又は 不均一課税の別	不均一課税
対 象 地 域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町

■ 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例

根 拠 法 令	離島振興法
対 象 業 種	製造業、情報サービス業等、ソフトウェア業、旅館業、個人が行う畜産業、 水産業、薪炭製造業
取 得 価 格	○製造業、旅館業 資本金の額が5,000万円以下 500万円以上 資本金の額が5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金の額が1億円超 2,000万円以上 ○情報サービス業等 500万円以上
要 件	土地は取得日の翌日以後1年以内に対象設備の建設着手が必要
減免措置の税目 及 び 期 間	法人事業税・県固定資産税〔3年間〕、不動産取得税 個人事業税[5年間]
課税免除又は 不均一課税の別	課税免除
対 象 地 域	鳥羽市：神島、答志島、菅島、坂手島 志摩市：磯部町渡鹿野島、志摩町間崎島

(融資制度)

■ みえ産業振興戦略関連資金

中小企業が行う、ものづくりの維持・強化、サービス産業の育成・強化を金融面から支援する。

対象者	みえ産業振興戦略に係る知事承認を受けた中小企業（企業立地促進法、三重県企業立地促進条例に基づき、県内での立地計画について県の認定を受けた事業者）
資金使途	設備資金・研究開発資金
融資限度額	1億円
融資利率	1.75%
保証料率	0.45～1.50%
融資期間	設備15年以内（据置1年以内）、運転資金7年以内
融資方式	証書貸付
返済方式	元金均等月賦返済
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる

■ 環境・防災対策等促進資金

環境対策や防災対策等活動に取り組む中小企業者に金融の円滑化を図る。

	防災対策扱い
対象者	①建築物の耐震診断、補強計画、耐震改修設計及び事業継続計画（BCP）を策定する中小企業者又は組合 ②建築物の耐震補強、機械等の転倒防止、浸水を防ぐ事務所等のかさ上げ等防災対策を行う中小企業者又は組合
資金使途	①運転資金 ②設備資金
融資限度額	①500万円 ②5,000万円
融資利率	1.55%（三重県信用保証協会の保証を付さない場合は1.60%）
保証料率	0.45～1.50%
融資期間	①5年以内 ②10年以内
融資方式	証書貸付
返済方式	元金均等月賦返済
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる

## 8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

### (環境保全に関する事項)

環境の保全に関する各市町の条例では、事業者に対して基本理念に即して、自らの責任と負担において積極的に環境保全対策に努めることを求めている。企業が立地する場合には、業種により公害防止協定等を締結する。

また、良好な環境を達成・維持し、企業が事業活動を行うにあたっては、環境の保全に対して十分配慮を行っていくことが重要であり、今後も引き続き住民の理解を深められるよう努めていく。

自然公園内の集積区域に関しては、伊勢志摩地域の大半が自然公園法に基づく「伊勢志摩国立公園」の区域内であるという事情に鑑み、普通地域内の可住地及び工場適地については集積区域に含め、第2種特別地域及び第3種特別地域においても、自然環境・景観保護の観点から、集積対象業種を宿泊業に限定するとともに、国立公園事業として執行する宿舎事業については集積区域に含めた。(ただし第3種特別地域については、国立公園事業として執行する宿舎事業以外の宿泊業(新たな開発を伴う新規立地以外の事業(建替え、高度化事業等)に関するものに限る。)についても集積区域に含めた。

また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する「鳥獣保護区」(ただし、特別保護地区以外の地域)についても、上記自然公園内の集積区域の対象になる場合には集積区域に含めることとした。ただし、企業立地の促進に当たっては、自然保護・環境保護に関する自然公園法や環境基本法等の関係法令の趣旨を踏まえ、自然環境や景観を損なわないよう、その保全に十分配慮しながら、進めることとする。

その他、環境保全に関する事業活動への規制については、「大気汚染防止法」等国の環境法令、「三重県生活環境の保全に関する条例」及び各市町の条例等に則して行うとともに、特に当該海域は水質総量規制の対象海域であることを踏まえ、「水質汚濁防止法」に則して行うものとする。

### (犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に関する事項)

#### ①犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、周囲からの見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに住民の理解を得ながら努める。

#### ②地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

#### ③犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。



#### ④暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

#### ⑤外国人の不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、適法な就労を確保するよう事業者や自治体において資格の確認を行うなどの必要な措置をとるとともに、就労者に対して日本の法制度、習慣等について指導を行う。

- 9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

農地等を含む重点促進区域は次のとおりで、すべて農用地区域外である

#### ①神菌工業団地（適地名 神菌）

- ・重点促進区域面積 96,471㎡
- ・上記のうち農地等面積 17,347㎡

#### ②山原工場適地（適地名 山原）

- ・重点促進区域面積 78,262㎡
- ・上記のうち農地等面積 13,417㎡

#### ③積良工業団地（適地名 積良）

- ・重点促進区域面積 77,004㎡
- ・上記のうち農地等面積 4,109㎡

当該工業団地は工場適地調査簿に記載された工場適地であり、既に農用地と工業用地との利用に関する事前調整を終了している。

#### 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成31年度末日までとする。